

国見町告示第 25 号

国見町地域おこし協力隊空き家改修等支援事業補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 27 日

国見町長 村 上 利 通

国見町地域おこし協力隊空き家改修等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国見町特定会計年度任用職員（国見町地域おこし協力隊）設置要綱（令和 2 年訓令第 2 号。以下「設置要綱」という。）の規定に基づき任用された国見町地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）が任期満了後も国見町に定住することを促進するために要する空き家改修経費に対し、予算の範囲内において国見町地域おこし協力隊空き家改修等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存在する建物等で、現に居住その他の使用がなされていないもの又はこれに類する状態にあるものをいう。
- (2) 隊員等 設置要綱第 2 条第 1 項の規定に基づき任用された隊員又は隊員であった者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 隊員に任用されてから2年目以降の現役隊員
 - (2) 隊員の退任後1年を経過していない元隊員
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する隊員等は、補助金の交付対象としない。

- (1) 本町の住民基本台帳に記録されていない者
 - (2) 町内に現に居住していない者
 - (3) 町税等の滞納がある者
 - (4) 補助対象者及び同一世帯の者が国見町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する者又は当該者と密接な関係を有する者
 - (5) 空き家改修について、国、県及び町等の他の補助金を受ける又は受けている者
 - (6) その他、町長が不相当と認める者
- （補助金の交付要件）

第4条 本事業における補助金交付の要件は次に掲げるものとする。

- (1) 補助対象者は、事業完了後、原則として5年以上居住しなければならないこと。
- (2) 原則として、補助金の交付決定日以降に改修等の契約を締結し、当該交付年度内に改修等が完了すること。
- (3) 過去に、当該補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 補助の対象とする空き家が建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法令に違反していないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き家改修に要する経費で、次に掲げるものとする。

- (1) 増改築及び間取りの変更（新築及び建替えを除く。）に要する経費
- (2) 台所、浴室、洗面所及び便所の改修に要する経費
- (3) 給排水、電気及びガス設備の改修に要する経費
- (4) 壁、床及び天井の改修に要する経費

(5) 屋根及び外壁の改修に要する経費

(6) 入居、改修のため不要となる残置物・家財等の運搬、処分に要する経費

(7) その他機能の向上に必要と認められる改修に要する経費

2 前項の規定にかかわらず、本補助金以外に、国、県又は町が実施する他の制度による補助を受けている経費は対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容に変更又は中止となったときは、補助金変更（中止）申請書（第3号様式）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、変更又は中止を決定したときは、補助金変更（中止）決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助金実績報告書（第5

号様式)に必要な書類を添付し、速やかに町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の規定により実績報告の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を確定したときは、補助金確定通知書(第6号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書(第7号様式)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反をしたとき。

(3) 補助金を交付した日から起算して5年以内に対象物件を取り壊したとき、又は売却したとき。

(4) 補助金を交付した日から起算して5年以内に対象物件に居住しなくなったとき。

ただし、災害、病気療養、就職若しくは進学により転出するとき、又は死亡したときは、この限りではない。

(5) その他、町長が補助金の返還を相当と認めるとき。

2 前項各号の規定により補助金の交付決定を取り消した場合、当該期間に応じて別表に定める額を返還しなければならない。

(努力義務)

第14条 補助金の交付を受けた者は、地元町内会等の地域活動に積極的に参加すること又は国見町の自然環境、生活文化等を理解、尊重し、地域住民と

協調して生活するよう努めなければならない。

(関係書類の保存)

第 15 条 交付決定者は、補助事業に係る関係書類を整理し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間これを保存しなければならない。

(町内業者の活用)

第 16 条 交付決定者は、本事業による空き家の改修を、町内に本店、営業所等を有する事業者に発注するよう努めなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

別表 (第 13 条関係)

改修後に居住した期間	返還額
1 年未満	補助金交付決定額の 10 分の 10
1 年以上 2 年未満	補助金交付決定額の 10 分の 8
2 年以上 3 年未満	補助金交付決定額の 10 分の 6
3 年以上 4 年未満	補助金交付決定額の 10 分の 4
4 年以上 5 年未満	補助金交付決定額の 10 分の 2